

四半期報告書

(平成22年度第1四半期)

自 平成22年4月1日

至 平成22年6月30日

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータに、目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、四半期レビュー報告書並びに確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 売上、仕入及び成約の状況	4
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 設備の状況	8
第4 提出会社の状況	9
1 株式等の状況	9
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) 行使価額修正条項付社債券等の行使状況等	34
(4) ライツプランの内容	34
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	34
(6) 大株主の状況	34
(7) 議決権の状況	35
2 株価の推移	36
3 役員の状況	36
第5 経理の状況	37
1 四半期連結財務諸表	38
(1) 四半期連結貸借対照表	38
(2) 四半期連結損益計算書	40
(3) 四半期連結包括損益計算書	41
(4) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	42
2 その他	76
第二部 提出会社の保証会社等の情報	77

[四半期レビュー報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月16日

【四半期会計期間】 平成22年度第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

【会社名】 三菱商事株式会社

【英訳名】 Mitsubishi Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長 小林 健

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【電話番号】 (03) 3210-2121（受付案内台）

【事務連絡者氏名】 主計部 予・決算管理チーム 嶋津 吉裕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

【電話番号】 (03) 3210-2121（受付案内台）

【事務連絡者氏名】 主計部 予・決算管理チーム 嶋津 吉裕

【縦覧に供する場所】 中部支社
（名古屋市中村区名駅一丁目1番4号）
関西支社
（大阪市北区梅田二丁目2番22号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成22年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度
会計期間		自 平成21年 4月1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日
収益	百万円	1,079,580	1,291,239	4,541,500
売上総利益	〃	256,896	305,922	1,016,683
法人税等及び持分法による投資損益前利益	〃	61,941	180,557	294,268
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益	〃	67,810	140,434	273,147
売上高	〃	3,970,615	4,734,725	17,098,705
株主資本	〃	2,708,087	2,867,924	2,961,376
総資産額	〃	10,681,511	10,672,256	10,891,275
1株当たり株主資本	円	1,648.29	1,744.89	1,801.84
1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益	〃	41.27	85.44	166.24
潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益	〃	41.20	85.23	165.86
株主資本比率	%	25.4	26.9	27.2
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	301,459	43,163	760,568
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	7,888	△53,227	△141,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△494,775	△55,243	△755,117
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	〃	1,040,640	1,008,294	1,093,478
従業員数	人	63,662	58,770	58,583

(注) 1. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づいて作成しております。

2. 売上高については、日本の投資家の便宜を考慮して、日本の会計慣行に従い表示しております。尚、売上高は当社及び連結子会社が契約当事者又は代理人等として行った取引額の合計となっております。

3. 株主資本は、非支配持分を除く当社株主に帰属する資本の部の金額を表示しており、1株当たり株主資本及び株主資本比率は、当該金額にてそれぞれ計算しております。

2【事業の内容】

当社グループは、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

当社はこれらの事業を、取扱商品又はサービスの内容に応じて複数の営業グループに区分しており、それぞれの事業は、当社の各事業部門及びその直轄の関係会社（連結子会社 357 社、持分法適用関連会社 203 社）により推進しております。

オペレーティング・セグメントごとの取扱商品又はサービスの内容、及び主要な関係会社名は下記のとおりです。

	取扱い商品又はサービスの内容	主要な連結子会社名	主要な持分法適用関連会社名
新産業金融事業	金融事業、物流・保険、開発建設、リース事業、航空機関連事業 他	三菱商事ロジスティクス 三菱商事・ユービーエス・リアルティ MCアビエーション・パートナーズ DIAMOND REALTY INVESTMENTS MC AVIATION FINANCIAL SERVICES (EUROPE)	三菱オートリース・ホールディング 三菱鉱石輸送 三菱UFJリース
エネルギー事業	石油製品、炭素、原油、LPG、LNG 他	三菱商事石油 PETRO-DIAMOND INC. DIAMOND GAS RESOURCES	JAPAN AUSTRALIA LNG (MIMI) BRUNEI LNG
金属	鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石、非鉄金属地金・原料、非鉄金属製品 他	メタルワン ジェコ MITSUBISHI DEVELOPMENT PTY	IRON ORE COMPANY OF CANADA MOZAL
機械	重電機、鉄道、エレベーター、プラント、船舶、自動車、産業機械、宇宙 他	レンタルのニッケン TRI PETCH ISUZU SALES MCE BANK THE COLT CAR COMPANY	千代田化工建設 KRAMA YUDHA TIGA BERLIAN MOTORS
化学品	石油化学製品、合成繊維原料、肥料、機能化学品、合成樹脂原料・製品、食品・飼料添加物、電子材料 他	三菱商事プラスチック 興人 三菱商事フードテック エムシー・ファーターイコム	サウディ石油化学 METANOL DE ORIENTE, METOR AROMATICS MALAYSIA EXPORTADORA DE SAL
生活産業	医療周辺、流通サービス、リテール関連事業、食糧、食品、繊維、資材 他	日本ケアサブライ 菱食 日本農産工業 東洋冷蔵 サンエス 明治屋商事 日本ケンタッキー・フライド・チキン 三菱商事建材 PRINCES ALPAC FOREST PRODUCTS	ティーガイア クリエイト・レストランツ・ホールディングス コカ・コーラ セントラル ジャパン ローソン ライフコーポレーション 北越紀州製紙 MITSUBISHI CEMENT
その他	財務、経理、人事、総務関連、IT、新エネルギー、海外電力、環境・水関連事業 他	DIAMOND GENERATING CORPORATION 三菱商事フィナンシャルサービス MITSUBISHI CORPORATION FINANCE アイ・ティ・フロンティア	
現地法人	複数の商品を取扱う総合商社であり、主要な海外拠点において、当社と同様に多種多様な活動を行っている。	米国三菱商事会社 欧州三菱商事会社 上海三菱商事会社	

- (注) 1. 連結子会社数、持分法適用関連会社数には、当社が直接連結経理処理を実施している会社のみ含めており、連結子会社が連結経理処理している関係会社(当第1四半期連結会計期間末現在 466社)はその数から除外しております。
2. クリエイト・レストランツ・ホールディングスは、平成22年6月1日をもって、商号をクリエイト・レストランツからクリエイト・レストランツ・ホールディングスに変更しております。
3. 欧州三菱商事会社は、平成22年4月1日をもって、商号を英国三菱商事会社から欧州三菱商事会社に変更しております。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

(1) 連結子会社

	会社名	異動(理由)	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
金属	三菱商事軽金属販売	連結除外(合併)	東京都千代田区	百万円 370	100.00	6	販売会社

(2) 持分法適用関連会社

	会社名	異動(理由)	住所	資本金又は出資金	議決権所有割合(%)	関係内容	
						役員の兼任等(人)	営業上の取引等
金属	COMPANIA MINERA DEL PACIFICO	新規持分法適用(合併)	LA SERENA, CHILE	US\$ 887,220,369	25.00	2	仕入会社

- (注) 1. 連結除外となった会社の議決権所有割合については、前連結会計年度末の状況を記載しております。
2. 三菱商事軽金属販売は、平成22年4月1日をもって、三菱商事ユニメタルズを存続会社とする合併を行っております。
3. COMPANIA MINERA DEL PACIFICOは、平成22年4月30日をもって、当社持分法適用関連会社でありましたCOMPANIA MINERA HUASCOと、COMPANIA MINERA DEL PACIFICOを存続会社とする合併を行い、その後平成22年5月13日に当社連結子会社が同社の増資引受を行ったことに伴う議決権所有割合の増加により、持分法適用関連会社となりました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	58,770
---------	--------

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	6,322
---------	-------

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間に在籍した臨時従業員の平均人数は、当社が805名、連結子会社が18,211名であり、上記人数には含まれておりません。
2. 提出会社の従業員数に顧問・嘱託229名、他社からの出向者315名、海外店現地社員955名を含め、他社への出向者2,055名を除いた提出会社の就業人員数は5,766名です。

第2【事業の状況】

1【売上、仕入及び成約の状況】

(1) 売上の状況

「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」及び「第5 経理の状況」におけるセグメント情報を参照願います。

(2) 仕入の状況

仕入高は売上高と概ね連動しているため、記載は省略しております。

(3) 成約の状況

成約高と売上高との差額は僅少であるため、記載は省略しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績

当第1四半期連結会計期間の経済環境としては、中国などの一部の新興国は高成長を続ける一方、先進国では総じて失業率が高止まりし景気回復に力強さが見られませんでした。特に欧州経済はギリシャの財政問題に対する懸念の高まりによる景況感の悪化もあり低迷が続きました。

わが国の経済は、輸出や生産は持ち直し傾向が続きましたが、雇用・所得環境は依然厳しく個人消費は力強さに欠け、景気回復は緩やかなものにとどまりました。

このような環境の下、当第1四半期連結会計期間の売上高は、資源価格の上昇に加え、鉄鋼製品需要の回復などにより、前第1四半期連結会計期間を7,641億円（19.2%）上回る4兆7,347億円となりました。

売上総利益は、原料炭、原油などの資源価格の上昇に加え、アジアを中心とした自動車関連事業の販売が堅調に推移したことから、前第1四半期連結会計期間を490億円（19.1%）上回る3,059億円となりました。

販売費及び一般管理費は、前第1四半期連結会計期間の本店オフィスビル移転に伴う経費負担の反動や年金費用の負担減少などにより、前第1四半期連結会計期間から53億円（2.5%）負担減の2,039億円となりました。

その他の損益項目については、チリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益計上などによる有価証券損益の改善及び為替関連損益の増加などにより増益となりました。

この結果、法人税等及び持分法による投資損益前利益は、前第1四半期連結会計期間を1,186億円（191.5%）上回る1,806億円となりました。

持分法による投資損益は、石化事業関連会社における前第1四半期連結会計期間の繰延税金負債取崩の反動があったものの、総じて事業投資先の業績が堅調であったことから、前第1四半期連結会計期間とほぼ横這いの311億円となりました。

以上の結果、当社株主に帰属する四半期純利益は前第1四半期連結会計期間を726億円（107.1%）上回る1,404億円となりました。

オペレーティング・セグメント別の業績を示すと次のとおりです。

a. 新産業金融事業

新産業金融事業グループは、アセットマネジメント、バイアウト投資などの投資金融、リース、不動産ファンドなどの産業金融、不動産の開発・保有・運営、物流・保険などの分野において、商社型産業金融ビジネスを展開しています。

当第1四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は10億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して44億円の増加となりました。これは、前第1四半期連結会計期間の投資有価証券減損の反動及び物流関連事業の取引数量増やリース関連事業収益の改善により増益となったものです。

b. エネルギー事業

エネルギー事業グループは、石油・ガスのプロジェクト開発・投資を行うほか、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品などの取引業務を行っています。

当第1四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は263億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して58億円の増加となりました。これは、海外資源関連投資先からの受取配当金の減少があったものの、株式の売却益や、油価上昇による売上総利益増などにより増益となったものです。

c. 金属

金属グループは、薄板、厚板などの鉄鋼製品、石炭、鉄鉱石などの鉄鋼原料、銅、アルミなどの非鉄金属原料・製品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。当第1四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は821億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して543億円の増加となりました。これは、チリ鉄鉱石関連子会社における株式交換益及び豪州資源関連子会社（原料炭）における販売価格の上昇により増益となったものです。

d. 機械

機械グループは、電力・ガス・石油・化学・製鉄などの主要産業素材にかかわる大型プラントから、船舶・鉄道・自動車などの物流・輸送機器、宇宙・防衛産業向け機器、建設機械・工作機械・農業機械などの一般産業用機器まで、幅広い分野の機械に関し、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第1四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は164億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して80億円の増加となりました。これは、アジアを中心とした海外自動車関連事業の好調などにより増益となったものです。

e. 化学品

化学品グループは、原油や天然ガス、鉱物・植物・海洋資源などから生産される川上の原料から、プラスチック、機能材料、電子材料、食品素材、肥料や医薬品などの川下へ展開する幅広い化学品の分野において、販売取引、事業開発、投資などを行っています。

当第1四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は77億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して72億円の減少となりました。これは、現地法人や石化事業関連会社での取引好調による利益増があったものの、前第1四半期連結会計期間における石化事業関連会社の繰延税金負債取崩益の反動により減益となったものです。

f. 生活産業

生活産業グループは、食料、衣料、紙・包装材、セメント・建材、医療・介護など、人々の生活に身近な分野で、原料・素材の調達から、消費市場に至るまでの幅広い領域において、商品・サービスの提供、事業開発、投資などを行っています。

当第1四半期連結会計期間の当社株主に帰属する四半期純利益は88億円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して57億円の増加となりました。これは、資材関連事業での取引利益・持分利益の増加や、食料関連会社の持分利益増加などにより増益となったものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ852億円減少し、1兆83億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、営業活動により資金は432億円増加しました。これは、運転資金負担が増加したものの、資源関連子会社などの営業収入及び資源関連を中心とした投資先からの配当収入が堅調に推移したことにより、資金が増加したものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、投資活動により資金は532億円減少しました。これは、株式売却による収入があったものの、チリ鉄鉱石事業における増資引受や、海外資源関連子会社などにおける設備投資に伴う支出があったことにより、資金が減少したものです。

以上の結果、営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは100億円の資金減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において、財務活動により資金は552億円減少しました。これは、主に親会社において配当金の支払いがあったことにより、資金が減少したものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

a. 新中期経営計画「中期経営計画2012」

当社は、平成22年度から平成24年度の向こう3年間の新たな経営計画として、「中期経営計画2012」を策定いたしました。

新興国の高い経済成長、先進国の地位の相対的低下、価値観の変化・技術革新・新興国の台頭等が生み出す新たな成長市場の出現、ステークホルダーの拡がり等の外部環境変化や、当社自身の収益構造の変化、収益モデルの変化・多様化、ビジネス現場や実質的な事業推進母体の事業投資先への移転の進展等の内部環境変化を踏まえ、当社は、「収益基盤の強化・充実」と「次なる収益の柱の育成」に向けた取組みを推進いたします。

まず、定量目標としては、平成24年度の連結純利益として5,000億円を目指すことといたしました。当社の過去最高益は、平成19年度に計上した4,709億円ですが、この過去最高益を上回る水準を目指すものです。また、中経期間中のROEは12～15%を見込んでおります。一方、ネット有利子負債倍率（ネットDER）は1.0～1.5倍を目処とし、財務の健全性も維持いたします。

尚、配当につきましては、従来の基本方針を踏襲し、連結配当性向20～25%の幅の中で行なう方針です。

次に、投資計画につきましては、中経期間中にコンスタントに毎年7,000～8,000億円、3ヵ年合計で2兆～2兆5,000億円の投資を実行いたします。具体的には、全社戦略分野・分野に向けた投資として4,000～5,000億円、金属資源・エネルギー資源分野に向けた投資として1兆～1兆2,000億円、その他分野に向けた投資として6,000～8,000億円を計画しております。

尚、これらの目標を実現するために実施する主な施策は以下のとおりです。

① 「全社戦略分野・地域の設定」：

新興国の高い経済成長や新たな成長市場への対応

- ・ インフラや地球環境事業を全社戦略分野に設定し、新たな成長市場への対応と、日本や世界の課題解決に貢献します。
- ・ 中国・インド・ブラジルを全社戦略地域に設定し、成長著しい新興国の内需の取込みを狙います。

② 「多様性を活かす経営」：

多様性を活かし個々の事業を強化することで、複数の収益の柱を育成

- ・ 事業の多様化に応じた「可視化」の仕組みを構築し、事業特性や収益モデルに応じた目標管理を行います。

③ 「多様性を束ねる経営」：

多様性を束ねることで、三菱商事グループとしての総合力を創出

- ・ 全社戦略分野・地域などについて、営業グループ・部門を跨る取組みに関しては、社長を委員長とする営業企画委員会において、対応方針を取り決めます。
- ・ 収益モデルの多様化に伴い、当社の拠点、人材、ITにかかわるマネジメントなど、経営基盤の考え方を抜本的且つ総合的に見直します。

尚、今回の中期経営計画策定にあたり、当社が目指すべきこととして、「継続的企業価値の創出（継続的経済価値、継続的社会価値、継続的環境価値の“3つの価値”の創出）」を掲げました。全てのステークホルダーの要請・期待を踏まえ、事業活動を通じて日本や世界の課題解決に貢献しながら、「継続的企業価値」の創出を目指します。

「継続的企業価値」

「継続的経済価値」：弛まぬ収益モデルとポートフォリオの変革により、健全な利益成長と企業価値の増大を目指す

「継続的社会価値」：企業市民として「社会との共生」という観点から、経済社会の発展に寄与する

「継続的環境価値」：地球を最大のステークホルダーと捉え、地球環境の保全と改善に取り組む

b. 個別重要案件

当第1四半期連結会計期間において、重要な状況の変化はありません。

(4) 研究開発活動

特に記載すべき事項はありません。

(5) 流動性と資金の源泉

当社では事業活動を支える資金調達に際して、低コストでかつ安定的に資金が確保できることを目標として取り組んでいます。資金調達にあたっては、CPや社債等の直接金融と銀行借入等の間接金融とを機動的に選択・活用しており、その時々でのマーケット状況での有利手段を追求しています。当社は資本市場でのレピュテーションも高く、加えて間接金融についても、メインバンク以外に外銀・生保・地銀等の金融機関とも幅広く好関係を維持しており、調達コストは競争的なものとなっています。但し、金融市場は引き続き予断を許さない状況であると考えており、今後とも長期資金を中心とした資金調達を継続すると共に、十分な流動性の確保を行っていく方針です。

当第1四半期連結会計期間末の連結ベースでのグロス有利子負債残高*は、前連結会計年度末比439億円減少の4兆1,108億円となり、このうち85.4%が長期資金となっております。また、現預金の残高は、前連結会計年度末比759億円減少の1兆1,236億円となっております。当第1四半期連結会計期間末の流動比率は連結ベースで147.8%となっており、流動性の点で当社の財務健全性は高いと考えております。

*グロス有利子負債残高には Accounting Standards Codification トピック815「デリバティブ取引及びヘッジ」の適用による影響額を含めておりません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,696,766,271	1,696,780,771	東京、大阪、名古屋 (以上各市場第一部)、 ロンドン各証券取引所	発行済株式は 全て完全議決 権株式かつ、 権利内容に限 定のない株式 です。 単元株式数は 100株です。
計	1,696,766,271	1,696,780,771	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権(ストックオプション又は新株予約権付社債)の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法に基づき発行した新株引受権

イ. 平成13年6月28日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	238,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,002円(注)
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,002円 資本組入額 501円
新株予約権の行使の条件	(1)新株引受権を付与された者(以下「被付与者」という)は、取締役又は執行役員の地位を失った後も権利を行使することができる。 (2)被付与者が死亡した場合は、その相続人が権利を行使することができる。 (3)その他の条件については、平成13年6月28日開催の定時株主総会決議及び平成13年7月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と被付与者の間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡、担保権の設定、遺贈その他の処分をすることができない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 行使価額の調整

当社普通株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(転換社債の転換及び新株引受権の行使の場合を除く)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

②平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成14年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	111個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	111,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	809円(注)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 809円 資本組入額 405円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨て、1円未満の端数はこれを切り上げる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権及び旧商法に定める新株引受権の行使の場合を除く)には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

ロ. 平成15年6月27日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	468個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	468,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	958円(注)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 958円 資本組入額 479円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ハ、平成16年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	580個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	1,000株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	580,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,090円(注)
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成26年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,090円 資本組入額 545円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ニ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	9,578個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	957,800株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1,691円(注)
新株予約権の行使期間	平成19年6月25日から 平成27年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1,691円 資本組入額 846円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数及び行使価額の調整については、②イに同じ。

ホ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	2,450個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	245,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成17年8月11日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数及び行使価額を当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整する。調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。
2. 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等付与株式数及び行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数及び行使価額を調整する。
3. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
4. 上記3.にかかわらず、平成42年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成42年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
5. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

へ、平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション、平成18年4月28日発行）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	138個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,800株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成18年4月29日から 平成47年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件については、②ホに同じ。

③会社法に基づき発行した新株予約権

イ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	13,324個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,332,400株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	2,435円(注)
新株予約権の行使期間	平成20年7月22日から 平成28年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,435円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数及び行使価額の調整

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 行使価額において、新株予約権の割当て後、当社が、当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条の19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使による場合を除く)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株式への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ロ. 平成18年6月27日開催の定時株主総会及び平成18年7月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	1,419個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（付与株式数）	100株（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	141,900株
新株予約権の行使時の払込金額（行使価額）	1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月11日から 平成48年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	（注）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）

（注）付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から10年に限り新株予約権を行使できるものとする。
3. 上記2.にかかわらず、平成43年6月30日に至るまで対象者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成43年7月1日から新株予約権を行使できるものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ハ、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成19年7月20日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	3,277個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	327,700株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成19年8月7日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ニ、平成19年6月26日開催の定時株主総会及び平成20年5月16日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	266個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	26,600株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成20年6月3日から 平成49年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成21年6月27日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ホ、平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成20年7月18日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	4,008個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	400,800株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成20年8月5日から 平成50年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

へ、平成20年6月25日開催の定時株主総会及び平成21年5月15日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	590個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	59,000株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成21年6月2日から 平成50年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成22年6月26日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

ト、平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成21年7月17日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	10,976個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,097,600株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日から 平成51年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される 資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる 1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

チ、平成21年6月24日開催の定時株主総会及び平成22年5月21日開催の定例取締役会決議に基づくストックオプション（株式報酬型ストックオプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	621個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権1個当たりの目的たる株式の数 (付与株式数)	100株(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	62,100株
新株予約権の行使時の払込金額(行使価額)	1円
新株予約権の行使期間	平成22年6月8日から 平成51年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)

(注) 付与株式数の調整及び新株予約権の行使の条件

1. 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む)又は株式併合等を行うことにより、株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
2. 新株予約権者は、平成23年6月25日又は当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日の何れか早い日から新株予約権を行使できるものとする。
3. 新株予約権者は、当社取締役、執行役員及び理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から起算して10年が経過した場合には、以後、新株予約権を行使することができないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによるものとする。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

④平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権付社債（三菱商事株式会社2011年満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債）

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数	181個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	761,784株
新株予約権の行使時の払込金額（轉換価額）	1,188円（注）
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日から 平成23年6月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,188円 資本組入額 594円
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当なし
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高	905,000,000円

（注）1. 轉換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。

$$\text{調整後轉換価額} = \frac{\text{調整前轉換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、轉換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の発行等が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

2. 本社債の全部を繰上げ償還する場合の新株予約権の権利行使期間は、当該償還日の前銀行営業日までとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	79	1,696,766	32	203,260	32	212,975

- (注) 1. 当第1四半期会計期間における増加は、新株予約権（ストックオプション）の行使によるものです。
2. 当第1四半期会計期間後、この四半期報告書の提出日前月末までに新株予約権（ストックオプション）の行使により、発行済株式総数が14,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ18百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 52,924,900 (相互保有株式) 普通株式 285,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,642,897,700	16,428,977	—
単元未満株式	普通株式 578,571	—	一単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	1,696,686,871	—	—
総株主の議決権	—	16,428,977	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数31個が含まれております。

2. 「単元未満株式数」には、次の自己株式及び相互保有株式が含まれております。

自己株式	15株
㈱ヨネイ	46株
松谷化学工業㈱	55株

②【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱商事㈱(自己株式)	東京都千代田区丸の内2-3-1	52,924,900	—	52,924,900	3.12
三菱製紙販売㈱	東京都中央区京橋2-6-4	217,800	—	217,800	0.01
㈱ヨネイ	東京都中央区銀座2-8-20	46,900	—	46,900	0.00
㈱中村商会	東京都中央区日本橋本石町3-1-7	14,400	—	14,400	0.00
松谷化学工業㈱	兵庫県伊丹市北伊丹5-3	6,600	—	6,600	0.00
計	—	53,210,600	—	53,210,600	3.14

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の三菱商事㈱保有の自己株式数は、52,925,700株(単元未満株式数34株を除く)です。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高（円）	2,500	2,163	2,070
最低（円）	2,234	1,906	1,826

（注） 株価は、東京証券取引所（市場第一部）の市場相場によるものです。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出後、この四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法

当社の当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）の四半期連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第73号）附則第6条に従い、改正前の「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定に基づき、また、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）の四半期連結財務諸表は、改正前の四半期連結財務諸表規則第93条の規定に基づいて、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法に基づき作成しております。

2. 監査証明

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）の四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び現金同等物	3, 6	1, 008, 294	1, 093, 478
定期預金		115, 314	106, 021
短期運用資産	3, 6	53, 080	55, 757
営業債権	4		
受取手形及び短期貸付金		480, 204	518, 059
売掛金及び未収入金		2, 266, 303	2, 245, 566
関連会社に対する債権		200, 483	195, 922
貸倒引当金		△28, 358	△30, 221
棚卸資産		842, 601	858, 322
取引前渡金		143, 298	146, 661
短期繰延税金資産		42, 829	43, 907
その他の流動資産	5, 6	298, 799	291, 728
流動資産合計		<u>5, 422, 847</u>	<u>5, 525, 200</u>
投資及び長期債権			
関連会社に対する投資及び長期債権	6, 11	1, 349, 259	1, 238, 523
その他の投資	3, 4, 6	1, 450, 158	1, 630, 450
長期貸付金及び長期営業債権	4	500, 542	532, 098
貸倒引当金		△31, 574	△33, 008
投資及び長期債権合計		<u>3, 268, 385</u>	<u>3, 368, 063</u>
有形固定資産			
有形固定資産	4	2, 843, 200	2, 893, 187
減価償却累計額		△1, 185, 934	△1, 195, 815
有形固定資産合計		<u>1, 657, 266</u>	<u>1, 697, 372</u>
その他の資産	5, 6	323, 758	300, 640
資産合計	11	<u>10, 672, 256</u>	<u>10, 891, 275</u>

(単位：百万円)

	注記 番号	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債及び資本の部			
流動負債			
短期借入金	4	597,024	555,001
一年以内に期限の到来する長期借入債務	4	316,814	408,288
営業債務			
支払手形		155,676	152,336
買掛金及び未払金		1,834,639	1,893,754
関連会社に対する債務		149,954	128,929
取引前受金		161,169	149,849
未払法人税等		45,601	43,227
未払費用		75,790	104,227
その他の流動負債	5, 6	331,788	312,815
流動負債合計		3,668,455	3,748,426
固定負債			
長期借入債務（一年以内の期限到来分を除く）	4	3,268,944	3,246,029
年金及び退職給付債務		50,435	54,592
長期繰延税金負債		157,327	202,595
その他の固定負債	5, 6	356,642	372,859
固定負債合計		3,833,348	3,876,075
負債合計		7,501,803	7,624,501
契約債務及び偶発債務			
	13		
株主資本			
資本金（普通株式）		203,260	203,228
授権株式総数	2,500,000,000 株		
発行済株式総数			
当第1四半期連結会計期間末	1,696,766,271 株		
前連結会計年度末	1,696,686,871 株		
資本剰余金		254,671	254,138
利益剰余金		2,854,376	2,748,461
利益準備金		43,514	43,170
その他利益剰余金		2,810,862	2,705,291
累積その他の包括損益		△292,809	△92,879
未実現有価証券評価益		220,438	299,983
未実現デリバティブ評価損益		△11,868	11,922
確定給付年金調整額		△78,796	△80,386
為替換算調整勘定		△422,583	△324,398
自己株式			
当第1四半期連結会計期間末	53,155,706 株	△151,574	△151,572
前連結会計年度末	53,154,887 株		
株主資本合計		2,867,924	2,961,376
非支配持分		302,529	305,398
資本合計		3,170,453	3,266,774
負債及び資本合計		10,672,256	10,891,275

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
収益	5, 6		
商品販売及び製造業等による収益		941, 063	1, 142, 327
売買取引に係る差損益及び手数料		138, 517	148, 912
収益合計		1, 079, 580	1, 291, 239
(売上高： 前第1四半期連結累計期間：3, 970, 615 百万円 当第1四半期連結累計期間：4, 734, 725 百万円)	1, 11		
商品販売及び製造業等による収益に係る原価	5, 6	△822, 684	△985, 317
売上総利益	11	256, 896	305, 922
その他の収益・費用			
販売費及び一般管理費	8	△209, 128	△203, 873
貸倒引当金(△繰入額)戻入額		△1, 830	569
支払利息：下記受取利息差引後 前第1四半期連結累計期間：11, 263 百万円 当第1四半期連結累計期間：7, 920 百万円	5	△3, 725	△2, 367
受取配当金		24, 023	26, 469
有価証券損益	3, 6	△6, 348	44, 271
固定資産損益		804	△626
その他の損益－純額	5	1, 249	10, 192
その他の収益・費用合計		△194, 955	△125, 365
法人税等及び持分法による投資損益前利益		61, 941	180, 557
法人税等		△25, 165	△62, 362
持分法による投資損益前利益		36, 776	118, 195
持分法による投資損益	11	30, 725	31, 122
非支配持分控除前四半期純利益		67, 501	149, 317
非支配持分に帰属する四半期純利益		309	△8, 883
当社株主に帰属する四半期純利益		67, 810	140, 434
1株当たり利益：	10		
当社株主に帰属する四半期純利益			
基本的		41.27 円	85.44 円
潜在株式調整後		41.20 円	85.23 円

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(3) 【四半期連結包括損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
非支配持分控除前四半期純利益	9	67,501	149,317
その他の包括損益－税効果後			
未実現有価証券評価益期中変動額	3,9	140,317	△82,398
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	9	32,874	△23,774
確定給付年金調整額期中変動額	9	434	1,627
為替換算調整勘定期中変動額	9	119,498	△99,722
その他の包括損益合計		293,123	△204,267
非支配持分控除前包括損益	9	360,624	△54,950
非支配持分に帰属する包括損益	9	△10,045	△4,546
当社株主に帰属する包括損益		350,579	△59,496

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

注記 番号	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
非支配持分控除前四半期純利益	67,501	149,317
営業活動によるキャッシュ・フローへの調整		
減価償却費等	34,158	34,390
貸倒引当金繰入額(戻入額)	1,830	△569
有価証券損益	6,348	△44,271
固定資産損益	△804	626
持分法による投資損益(受取配当金控除後)	△15,777	△12,832
営業活動に係る資産・負債の増減		
短期運用資産	6,501	849
売上債権	164,923	△92,808
棚卸資産	120,814	7,073
仕入債務	△117,160	△38,362
その他一純額	33,125	39,750
営業活動によるキャッシュ・フロー	301,459	43,163
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産等の取得による支出	△55,715	△55,589
有形固定資産等の売却による収入	4,157	2,063
関連会社への投資及び貸付による支出	△14,271	△62,321
関連会社への投資の売却及び貸付金の回収による収入	3,361	2,594
売却可能有価証券及びその他の投資の取得による支出	△62,095	△64,930
売却可能有価証券及びその他の投資の売却及び償還による収入	62,403	105,453
貸付金の実行による支出	△57,053	△47,940
貸付金の回収による収入	106,629	79,265
定期預金の増減一純額	20,472	△11,822
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,888	△53,227
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減一純額	△383,616	114,536
長期借入債務による調達	95,299	33,327
長期借入債務の返済	△171,943	△161,087
親会社による配当金の支払	△26,290	△34,519
子会社による非支配持分に対する配当金の支払	△8,294	△7,818
非支配持分からの子会社持分追加取得による支払	—	△12
非支配持分への子会社持分一部売却による受取	—	278
ストックオプション行使による新株発行	74	54
自己株式の取得	△5	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△494,775	△55,243
現金及び現金同等物に係る為替相場変動の影響額	10,969	△19,877
現金及び現金同等物の減少額	△174,459	△85,184
現金及び現金同等物の期首残高	1,215,099	1,093,478
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,040,640	1,008,294

「四半期連結財務諸表に対する注記事項」参照

四半期連結財務諸表の作成方法等について

当四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準に準拠した用語、様式及び作成方法（以下「米国会計基準」）に基づき作成しております。米国会計基準は、会計基準コーディフィケーション（Accounting Standards Codification、以下「ASC」）に体系化されております。

当社は昭和45年11月に欧州で転換社債を発行する際に、米国会計基準に基づき連結財務諸表を開示しました。それ以来、広く国内外の投資家、株主、証券アナリスト、報道機関等に米国会計基準に基づく連結財務諸表を継続開示しており、平成元年10月に上場したロンドン証券取引所に対しても同様に米国会計基準に基づく連結財務諸表を開示しております。

また、当社は、米国1933年証券法に基づく様式F-6による登録届出書、及び米国1934年証券取引所法施行規則12g3-2(b)（情報開示の免除申請）に基づき申請を行い、米国預託証券（以下「ADR」）を店頭取引のみ可能な「ADR Level-1」により米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）に登録しております。

米国会計基準に準拠して作成した当四半期連結財務諸表と、本邦の四半期連結財務諸表作成基準及び四半期連結財務諸表規則（以下「本邦会計基準」）に準拠して作成した四半期連結財務諸表との主要な相違内容は次のとおりであり、金額的に重要性のある相違については、米国会計基準による「法人税等及び持分法による投資損益前利益」に対する影響額を開示しております。

(1) 四半期連結財務諸表の構成の相違について

当四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記より構成されております。

(2) 四半期連結財務諸表の表示の相違について

a. 営業債権・債務

通常の取引に基づき発生した営業上の債権・債務（但し、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く）については、本邦会計基準では流動項目として表示しますが、当四半期連結貸借対照表ではその決済期日が貸借対照表日から起算し1年を超えるものを非流動項目として区分表示しております。

b. 鉦業権の表示

鉦業権については、本邦会計基準では無形固定資産として表示しますが、当四半期連結貸借対照表では有形固定資産として表示しております。

c. 収益、売上高及び営業利益

本邦会計基準では「売上高」が表示されますが、当四半期連結損益計算書ではASCサブトピック605-45「収益認識-主たる代理人の報酬」に従った「収益」を表示しており、「売上高」については付記を行っております。

また、本邦会計基準では「営業利益」が表示されますが、当四半期連結損益計算書では「営業利益」を記載しておりません。なお、日本の会計慣行に従った場合に表示される「営業利益」は、前第1四半期連結累計期間では45,938百万円、当第1四半期連結累計期間では102,618百万円となります。

d. 持分法による投資損益

「持分法による投資損益」については、ASCセクション225-10-S99「損益計算書-総論-SECの文献」に基づき、「持分法による投資損益前利益」の後に区分表示しております。

(3) 会計処理基準の相違について

a. 有価証券の評価

有価証券の評価については、ASCサブトピック320-10「投資（負債証券および持分証券）-総論」（以下「ASCサブトピック320-10」）、及び原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引に関する会計処理を定めるASCセクション325-20-30「投資（その他）-原価法投資-初期測定」に基づき損益を認識しております。本会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ7百万円（利益）及び2,877百万円（損失）です。

b. 圧縮記帳

有形固定資産の圧縮記帳のうち、直接減額方式で会計処理したのものについては、圧縮記帳がなかったものとして処理しております。

c. セール・アンド・リースバック

セール・アンド・リースバック取引において、賃借人として固定資産を売却した後、その一部を継続して使用する場合の当該固定資産に係る売却益は、ASCサブトピック840-40「リース-売却（リースバック取引）」に基づき、リース契約期間中の最低支払リース料の現在価値を超える部分についてのみ売却時に一括利益計上し、残額は繰り延べております。本会計処理による前第1四半期連結累計期間の影響額は、664百万円（利益）です。尚、当第1四半期連結累計期間は該当ありません。

d. デリバティブ

デリバティブについては、ASCトピック815「デリバティブ取引およびヘッジ」（以下「ASCトピック815」）に基づき処理しております。これに伴い、キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」に繰り延べて計上されております。

e. 年金及び退職給付債務

年金費用については、ASCサブトピック715-30「報酬（退職給付）-確定給付年金」に基づき算定された期間純年金費用（清算の会計処理による未認識年金数理計算上の差異の追加償却を含む）を計上しております。本会計処理による前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間の影響額は、それぞれ449百万円（利益）及び927百万円（利益）です。

f. 企業結合、のれん及びその他の無形固定資産

企業結合における会計処理については、ASCトピック805「企業結合」（以下「ASCトピック805」）に従って、取得法により処理しております。のれんや耐用年数が確定できない無形固定資産及び持分法を適用している関連会社投資に係るのれんについては、ASCトピック350「無形資産（のれんおよびその他）」（以下「ASCトピック350」）に基づき、定期償却を行わず、年1回及び減損の可能性を示す事象が発生した時点で減損の判定を行っております。

四半期連結財務諸表に対する注記事項

1. 事業内容及び四半期連結財務諸表の基本事項

事業内容

三菱商事株式会社（以下「当社」）及び国内外の連結子会社（以下まとめて「連結会社」）は、国内外のネットワークを通じて、エネルギー、金属、機械、化学品、生活産業関連の多種多様な商品の売買や製造、資源開発、インフラ関連事業、金融事業を行うほか、新エネルギー・環境分野等における新しいビジネスモデルや新技術の事業化、総合商社の持つ機能を活かした各種サービスの提供など、広範な分野で多角的に事業を展開しております。

四半期連結財務諸表の基本事項

当社及び国内の連結子会社は、本邦において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。海外連結子会社は、それぞれ所在国の会計基準に基づき、会計帳簿を保持し財務諸表を作成しております。そのため、当四半期連結財務諸表の作成にあたっては、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準（以下「米国会計基準」）に準拠するべく、一定の調整又は組替を加えております。これらの調整又は組替事項は、法定帳簿には記帳されておりません。

米国会計基準は、会計基準コーディフィケーション（Accounting Standards Codification、以下「ASC」）に体系化されております。

当四半期連結損益計算書上に「売上高」を表示しておりますが、これは日本の商社が通常自主的に開示する指標であり、連結会社が契約当事者又は代理人として関与した売買契約の取引額の合計を表すものです。「売上高」は、連結会社の役割が仲介人としてのみの関与に限定されている取引の契約額は含まれておりません。この「売上高」は、米国会計基準における「収益」を意味するものではなく、米国会計基準における「収益」と同等又はその代用となるものではありません。しかし、ASCサブトピック605-45では「報告された収益についてその取引額を自主的に開示することは、財務諸表利用者にとって有用ともいえる」と記載されております。経営者は、「売上高」の情報は財務諸表利用者にとって有用であると考えております。

2. 重要な会計方針の要約

当第1四半期連結財務諸表の作成にあたり採用した重要な会計方針の要約は以下のとおりです。

連結の基本方針並びに子会社、関連会社に対する投資の会計処理

当第1四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接・間接に議決権の過半数を所有する国内外の子会社の各勘定を連結したものです。また、連結会社は、連結会社が主たる受益者となる変動持分事業体についても連結しております。資産について不可分の持分を所有し、持分に比例して負債を負担する非会社組織の共同事業体について、連結会社は比例連結しております。関連会社（当社が20%以上50%以下の議決権を所有する会社、20%未満であっても重要な影響力を行使しうる会社、コーポレートジョイントベンチャー）に対する投資は持分法を適用しております。持分法を適用している関連会社に対する投資については、価値の下落が一時的なものではないと判断された場合には、減損損失を認識しております。また、議決権の過半数を所有する会社についても、少数株主が通常の事業活動における意思決定に対して重要な参加権を持つ場合においては、持分法を適用しております。連結会社間の重要な内部取引並びに債権債務は、相殺消去しております。

当第1四半期連結財務諸表の作成に当たり、一部の連結子会社については3月31日、又は3月31日の翌日から当社の決算日である6月30日までに終了する第1四半期会計期間の財務諸表を用いております。これら子会社の決算日と連結決算日との間に、以下の事項を除き、当第1四半期連結財務諸表を修正又は開示すべき重要な事項はありません。

在チリ当社子会社M. C. Inversiones Limitada（当社議決権比率100%の12月決算会社）は、平成22年4月30日、傘下の持分法適用会社であるCompania Minera Huasco S. A.（当社議決権比率50%）と、チリ鉱山・製鉄会社CAP S. A.の子会社であるCompania Minera del Pacifico S. A.との合併を実施しました。当該事項に重要性がある為、当第1四半期連結会計期間に於いて、36,619百万円の株式交換益（税前）を計上しております。

外貨換算

外貨建財務諸表の項目について、海外子会社及び関連会社の資産及び負債は、それぞれの決算日の為替レートにより、収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算により生じる為替換算調整勘定については、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上しております。また、外貨建債権債務は、決算日の為替レートで円貨に換算し、その結果生じる換算損益は四半期連結損益計算書の「その他の損益－純額」に計上しております。

現金同等物

現金同等物とは、3ヶ月以内に換金が容易で、かつ価値変動リスクが僅少な流動性の高い投資で、定期預金・コマーシャルペーパー・債券・譲渡性預金を含めております。

市場性のある有価証券および市場性のない投資

債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は当期の損益として認識）又は売却可能有価証券（公正価値で評価し、未実現評価損益は損益に含めず、税効果後の金額を「累積その他の包括損益」に計上）に分類しております。

非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなる市場性のない投資は公正価値の入手が困難なため、優先株と同じように取得原価（「原価法投資」）で計上しております。市場性のない投資は、四半期連結貸借対照表上の「その他の投資」に含まれております。

計上の区分は、各々の貸借対照表の日付により再評価しております。売却した市場性のある売却可能有価証券の原価については、移動平均法によっております。

連結会社は、市場性のある有価証券および市場性のない投資について定期的に減損の有無を検討しております。各々の投資の公正価値が投資原価を下回り、その下落が一時的なものではないと判断された場合には、公正価値と投資原価の差額について、減損損失を認識しております。また、連結会社は、公正価値の下落が一時的か否かの判断について、市場価値が帳簿価値を下回る期間や程度、投資先の財政状態や将来の見通し、予測される市場価値の回復期間にわたり当該証券を保有する意思と能力の有無等を考慮して判断しております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の四半期連結損益計算書上に計上されております。

債券に関して価値の下落が一時的でないとして判定する要素として、(1)企業が債券を売却する予定がある、(2)簿価まで回復する間に企業が債券を売却する可能性が高い、若しくは(3)毀損額が全額回復する見込みがないこと、が挙げられます。企業に債券を売却する意思がある、若しくは売却を余儀なくされる可能性が高い場合、減損額は損益として認識されます。一方、企業に債券を売却する意思がない、若しくは売却を余儀なくされる可能性が低い中、信用毀損により債券の価値が下落した場合は、減損額は信用毀損部分と信用毀損以外の部分に分けられ、それぞれ損益とその他の包括損益として区分開示されます。

市場性のない投資に関して、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られ、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的でないとして判断された場合は、公正価値を入手すると共に、当該見積公正価値まで減損を行っております。その結果認識する損失は、一時的でないとして想定される下落が確認された期間の四半期連結損益計算書上に計上されております。

貸倒引当金

貸倒引当金は、主として過去における貸倒実績及び債権の期末残高に対する貸倒見積高に基づき必要額を計上しております。貸付金に関しては、契約条件に従って回収できない可能性がある場合に、引当てを行っております。引当額は、将来の見積キャッシュ・フローを実効利率で割り引いた現在価値、又は当該貸付金の市場価値あるいは担保物件の公正価値に基づき、算出しております。

棚卸資産

棚卸資産は、主として商品及び原材料からなり、移動平均法又は個別法に基づく原価、あるいは直近の再調達原価に基づく時価のいずれか低い額により評価しております。

有形固定資産

有形固定資産は、取得原価で表示しております。鉱業権以外の有形固定資産の減価償却は、当該資産の見積耐用年数（主として建物は5年から40年、機械及び装置は5年から40年、航空機及び船舶は13年から25年の期間）に基づき、主として当社及び国内子会社は定率法、海外子会社は定額法を用いて、それぞれ算出しております。鉱業権の減価償却は、見積埋蔵量に基づき、生産高比例法を用いて算出しております。リース資産の改良に伴う費用は、見積耐用年数又は当該資産のリース期間のいずれか短い期間で償却しております。多額の改良費及び追加投資は取得原価で資産計上しておりますが、維持修繕費及び少額の改良に要した支出については発生時に費用処理しております。

リース

連結会社は、直接金融リース、及びオペレーティング・リースによる固定資産の賃貸を行っております。直接金融リースでは、未稼得利益をリース期間にわたり純投資額に対して一定の率で取り崩すことで、均等に認識しております。オペレーティング・リースに係る受取リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

連結会社は、種々の固定資産を賃借しております。キャピタル・リースでは、将来最小支払リース料の現在価値の金額でリース資産とリース負債を認識しております。オペレーティング・リースに係る支払リース料は、リース期間にわたり均等に認識しております。

長期性資産の減損

連結会社は、長期性資産の帳簿価額が回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合に、その減損の有無を検討しております。継続使用の長期性資産については、帳簿価額と当該資産にかかわる割引前の将来見積キャッシュ・フロー総額を比較することにより、その回収可能性を検討しており、当該資産の帳簿価額が割引後の将来見積キャッシュ・フローを上回る場合には、その資産の公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識しております。また、売却による処分予定の長期性資産は、帳簿価額と、公正価値から処分費用を控除した価額のいずれか低い額により評価しており、減価償却の対象とはしておりません。売却以外の方法による処分予定の長期性資産は、継続使用の長期性資産として取り扱っております。

企業結合

企業結合における会計処理については、取得法により処理しております。連結会社は、企業結合によって取得した無形固定資産をのれんとその他の無形固定資産に分離して認識しております。

のれん及びその他の無形固定資産

のれん（持分法を適用している関連会社投資に係るのれんを含む）及び耐用年数の確定できない無形固定資産は、償却をおこなわず少なくとも年1回減損の判定を行っており、又減損の発生をもたらす可能性が高いと考えられる事象の発生や状況に変化があった場合にも減損の判定を行っております。

連結会社は、のれんについて、最初のステップとして帳簿価額と公正価額を比較します。公正価額が帳簿価額よりも少額であれば、次のステップとして減損金額を算出します。この過程においては、のれんの時価をのれんから生み出される収益に基づき算出し、帳簿価額と比較します。その結果算出される差額を減損金額とします。

営業権、借地権、顧客との関係により構成される償却対象とならない無形固定資産は、それらの資産から生み出される収益の現在価値と帳簿価額を比較して減損テストを行います。帳簿価額と現在価値との差額を減損金額とします。

ソフトウェアや製造・販売・サービス提供実施権及び商標権により構成される償却対象となる無形固定資産は、その耐用年数に亘り、減価償却を行っております。

石油・ガスの探鉱及び開発

石油・ガスの探鉱及び開発費用は、成功成果法に基づき会計処理しております。利権鉱区取得費用、試掘井及び開発井の掘削・建設費用、及び関連生産設備は資産に計上し、生産高比例法により償却しております。試掘井にかかる費用は、事業性がないことが判明した時点で、地質調査費用等のその他の探鉱費用は、発生時点で費用化しております。確認利権鉱区については、企業環境の変化や経済事象の発生により帳簿価額の回収可能性が損なわれたと推定される場合には、減損の判定を行っております。未確認利権鉱区については、少なくとも会計年度ごとに減損の判定を行っております。

鉱物採掘活動

鉱物の探鉱費用は鉱物の採掘活動の商業採算性が確認されるまで発生時に費用認識しております。商業採算性が確認された後に発生した採掘活動に関する費用については、鉱業権として資産計上し、確認鉱量及び推定鉱量に基づき生産高比例法により償却しております。

連結会社は、生産期に発生した剥土費用は発生した期間における変動生産費として、当該鉱業資産の棚卸資産原価として処理しております。

従業員退職金及び年金制度

連結会社は、確定給付型年金制度、確定拠出型年金制度及び退職一時金制度を採用しております。確定給付型年金制度に係る年金費用は、年金数理計算に基づき算定しております。

資産の除去債務

連結会社は、資産の除去債務について、公正価値の合理的な見積りが可能である場合には、その発生時に公正価値で負債として認識すると共に、関連する長期性資産を増加させております。また、認識した負債については時間の経過に伴い毎期現在価値まで増額し、資産についてはその経済的耐用年数にわたって減価償却しております。

株式に基づく報酬制度

連結会社は、株式に基づく報酬費用を、権利付与日の公正価値に基づき算定しており、当社取締役（社外役員は除く）、執行役員及び従業員のうち理事の職にある者が対価としてサービスを提供する期間にわたって定額法で費用計上しております。ストックオプションの公正価値は、ブラック・ショールズのオプション価格モデルにて算定しております。

収益の認識基準

連結会社は、契約に関する説得力のある証拠があり、顧客に対する商品の引渡しあるいは役務の提供が完了しており、販売価格が確定又は確定し得る状況にあり、対価の回収が合理的に確保された時に収益認識しております。

連結会社は、電化製品、金属、機械、化学品、一般消費財等、多岐にわたる製品の製造や、資源開発を行っております。製造やその他の事業については、主として連結子会社で行われております。また、連結会社は、様々な商品を取り扱っており、在庫の所有リスクを負担している場合もあれば、単に顧客の商品やその他の製品の売買をサポートし、その対価として手数料を得る場合もあります。

連結会社は、収益の獲得のために、契約当事者あるいは代理人として活動しております。連結会社は、製造業やサービスの提供において、契約の主たる義務者として、客先から発注を受ける前の一般的な在庫リスクを負担して販売を実施した場合は、「商品販売及び製造業等による収益」として対応する原価とともに総額で四半期連結損益計算書上に計上しております。純額で計上される収益は、「売買取引に係る差損益及び手数料」として四半期連結損益計算書上に計上しております。

連結会社は、製造業やその他の事業において、契約当事者となっております。連結会社は、商品在庫の運搬を行い、商品の売値と買値の差額を損益として計上するような様々な商取引において、契約当事者として活動しております。これら商取引における商品の受渡は、客先と合意した受渡条件が満たされた時点で、実施されると考えられます。これは一般的には、客先に商品が届けられ、客先の受け入れが完了するか、商品の所有権が移転するか、試運転が完了した時点となります。

連結会社はまた、製造業の一部として、長期建設契約を締結しております。契約状況によって長期建設工事から得られる収益は、工事完成基準に基づき計上されております。連結会社は、完成までに要する原価及び当該長期契約の進捗度を合理的に信頼でき、かつ、その義務を満たすことができる当事者間に法的強制力のある契約がある場合には工事進行基準を使用しております。

連結会社は、またサービス関連事業及びリース事業からなるその他の事業も行っております。サービス関連事業には、金融、物流、情報通信、技術支援やその他のサービスなど、様々な役務の提供が含まれております。また、連結会社は、オフィスビル、航空機、その他事業用資産などを含む資産のリース事業にも従事しております。サービス関連事業に係る収益は、契約された役務が、その契約に沿って顧客に対して履行された時点で計上しております。リース事業に係る収益は、当該リース期間にわたって定額法により計上しております。

連結会社は、代理人として取引を行っており、代理人として行っている様々な商取引に関連する差損益と手数料収入を計上しております。これらの商取引を通して、連結会社は、顧客の商品その他製品に関する売買をサポートし、その対価として手数料を得ております。売買取引に係る差損益及び手数料は、他の全ての収益認識要件を充足した時点で認識されます。

広告宣伝費

広告宣伝費は発生した時点で費用として計上しております。

研究開発費

研究開発費は発生した時点で費用として計上しております。

法人税等

法人税等は、当第1四半期連結累計期間の属する連結会計年度における、税効果を考慮した見積り税率に基づき算出しております。会計上と税務上の資産負債の差額に係る一時差異及び税務上の繰越欠損金に対する税効果は、将来、当該一時差異が課税所得に影響を与えると見込まれる期間に対応する法定実効税率を用いて算出しております。繰延税金資産のうち、将来の実現が見込めないと判断される部分に対しては評価性引当金を設定しております。

連結会社は、税法上の技術的な解釈に基づき、税務ポジションが、税務当局による調査において50%超の可能性をもって認められる場合に、その財務諸表への影響を認識しております。税務ポジションに関連するベネフィットは、税務当局との解決により、50%超の可能性で実現が期待される最大金額で測定されます。未認識税務ベネフィットに関する利息及び課徴金については、四半期連結損益計算書の「法人税等」に計上しております。

デリバティブ

連結会社は、主として金利変動リスクや為替変動リスクの軽減、商品や取引契約の相場変動リスクの回避を目的として、デリバティブ取引を利用しており、全てのデリバティブ取引を公正価値で資産又は負債として計上しております。

連結会社は、ヘッジ指定されたデリバティブ取引は、通常、デリバティブの契約日において、ヘッジ会計の要件を満たす限り、当該デリバティブを公正価値ヘッジ又はキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定しております。公正価値ヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、損益計上し、ヘッジ対象の資産、負債及び確定契約の公正価値の変動額による損益と相殺しております。キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ対象取引が実行され損益に計上されるまで「累積その他の包括損益」として繰り延べております。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。ヘッジ対象の資産・負債及びヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益として計上しており、「その他の損益－純額」として計上しております。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債へ変換する金利スワップ、及び特定の債務に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する通貨スワップです。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が四半期連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

親会社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避すべく、為替予約を利用しております。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の公正価値の変動は、「累積その他の包括損益」に含まれる為替換算調整勘定に計上されております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

連結会社は、トレーディング活動の一環として金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、トレーディングを目的とするデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するための厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

ヘッジ指定されていない乃至はトレーディング目的で取得したデリバティブ取引の公正価値の変動は、損益計上しております。連結会社は、マスターネットティング契約の下で締結されたデリバティブ取引について認識された公正価額と、同一相手先に生じる現金担保を回収する権利（債権）もしくは、現金担保を返済する義務（債務）として認識された公正価額との相殺を選択適用しております。

連結財務諸表作成にあたっての見積りの使用

連結財務諸表を一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成する際には、報告金額に影響を与えるような見積り又は前提を用いる必要があります。見積りに内在する不確実性により、実績が見積りと異なる場合があります。当第1四半期連結財務諸表における重要な見積りには、貸倒引当金の設定、投資の評価、長期性資産の評価、年金、資産の除去債務及び不確実な税務ポジション等があります。

1 株当たり利益

1株当たり利益は、当社株主に帰属する四半期純利益を各算定期間における発行済普通株式の加重平均株式数で除して算出しております。潜在株式調整後1株当たり利益は、潜在的普通株式であるストックオプションや転換社債型新株予約権付社債の希薄化効果の影響を勘案して算出しております。

保証

連結会社は、保証の履行義務を保証開始時に公正価値にて負債として認識しております。

公正価値の測定

特定の資産・負債は、公正価値によって計上されることが求められております。当該資産・負債の算出された公正価値は、市場の情報や算出手順に基づき、決定されております。公正価値の測定に使用されるインプットは、以下の3つがあります。

レベル1

インプットは、測定日現在で連結会社がアクセスできる活発な市場における同一の資産または負債の価格を、調整をいれずにそのまま使用しております。

レベル2

インプットは、活発な市場における類似の資産または負債の公表価格、活発でない市場における同一の資産または負債の公表価格、資産または負債の観察可能な公表価格以外のインプット、及び相関その他の手法により、観察可能な市場データによって主に算出または裏付けられたインプットを含んでおります。

レベル3

観察不能なインプットは、限られた市場のデータしか存在しないために、市場参加者が資産または負債の価格を決定するうえで使用している前提条件についての連結会社の判断を反映しております。連結会社は、連結会社自身のデータを含め、入手可能な最良の情報に基づき、インプットを算定しております。

公正価値オプション

連結会社は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択しておりません。

後発事象

連結会社は、貸借対照表日から財務諸表が公表される、若しくは公表が可能となるまでの期間に発生した事象の会計処理及び開示に関して、いつまでの後発事象が開示されているかとともにその日付が選ばれた理由について開示しております。

新会計基準

平成21年6月、審議会は財務会計基準審議会基準書（以下「基準書」）第166号「金融資産の譲渡の会計処理－基準書第140号の改訂」（以下「基準書第166号」）を公表しました。基準書166号は、基準書140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅の会計処理」の改訂であり、適格SPEの概念を除外し、また金融資産のオフバランスに関する要件を変更するとともに、追加的な開示を要求しています。連結会社においては平成22年4月1日より基準書第166号を適用しております。当第1四半期において基準書第166号の適用が連結会社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。尚、基準書第166号は、Accounting Standards Codification（以下「ASC」）サブトピック860-10「金融資産－総論」に統合されました。

平成21年6月、審議会は基準書第167号「解釈指針第46号（平成15年改訂版）の改訂」（以下「基準書第167号」）を公表しました。基準書第167号は、解釈指針第46号（平成15年改訂版）の改訂であり、投資持分が不十分であるか、または支配的財務持分を有していない事業体について、当社が当該事業体を連結するか否かを決定するための方法を変更しています。当社が事業体を連結するか否かについては、事業体の目的、デザイン、ならびに当社が事業体の経済的成果に最も重要な影響を与える活動を支配する能力に基づいて決定しています。連結会社においては平成22年4月1日より基準書第167号を適用しております。当第1四半期において基準書第167号の適用が連結会社の財務状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。尚、基準書第167号はASCサブトピック810-10「連結－総論」に統合されました。

3. 市場性のある有価証券及び市場性のない投資

債券及び市場性のある株式

連結会社が保有する全ての債券及び市場性のある株式は、売買目的有価証券もしくは売却可能有価証券に分類されております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売買目的有価証券及び売却可能有価証券に分類された有価証券に関する情報は以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				13,772
売却可能有価証券				
株式	506,037	426,708	△9,068	923,677
債券	166,563	254	△10,714	156,103

(前連結会計年度末)

区分	原価 (百万円)	未実現評価益 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)
売買目的有価証券				14,450
売却可能有価証券				
株式	525,829	566,880	△9,564	1,083,145
債券	257,795	363	△7,159	250,999

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、売却可能有価証券に分類される株式は、主に国内銘柄であり、債券は主にコマーシャル・ペーパー及び社債からなっております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、連結貸借対照表の現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券－債券の帳簿価額は、それぞれ38,397百万円及び120,581百万円です。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における売却可能有価証券に分類された債券の貸借対照表価額の期日別内訳は以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
1年以内	77,628	161,823
1年超5年以内	53,061	57,312
5年超10年以内	23,854	30,231
10年超	1,560	1,633
合計	156,103	250,999

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における売却可能有価証券の売却収入額、売却益及び売却損の総額は以下のとおりです。

区分	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
売却収入	19,433	27,581
売却益	679	20,317
売却損	△12	△180
売却損益(純額)	667	20,137

当第1四半期連結会計期間末及び前第1四半期連結会計期間末において保有する売買目的有価証券に関し、損益認識された金額(純額)は、それぞれ61百万円の損失及び3,105百万円の利益です。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、売却可能有価証券に分類された市場性のある株式及び債券のうち、時価の下落が一時的ではないと判断し、連結損益計算書上に計上した減損額は、それぞれ5,786百万円及び9,499百万円です。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、保有している債券について認識した減損額は、全て信用毀損によるものであり、その推移は以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	9,449	8,296
過年度に減損認識済みの債券に関連する増加	—	8
過年度に減損未認識の債券に関連する増加	—	—
売却や償還による減少	△1,283	—
期末残高	8,166	8,304

信用毀損による減損の認識および測定にあたっては、投資格付、投資契約の内容、担保の状況、キャッシュフローに係る権利及び優位性、及び発行体の状況を総合的に評価の上、算出しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、一時的な下落と判断される未実現評価損を有する投資の未実現評価損及び公正価値を、投資分類及び未実現評価損が継続している期間別に集計すると以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性ある株式	88,717	△5,837	12,102	△3,231	100,819	△9,068
債券	8,779	△36	65,790	△10,678	74,569	△10,714
合計	97,496	△5,873	77,892	△13,909	175,388	△19,782

(前連結会計年度末)

区分	下落期間12ヶ月未満		下落期間12ヶ月以上		合計	
	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)	公正価値 (百万円)	未実現評価損 (百万円)
市場性ある株式	39,514	△2,248	20,477	△7,316	59,991	△9,564
債券	2,795	△123	71,931	△7,036	74,726	△7,159
合計	42,309	△2,371	92,408	△14,352	134,717	△16,723

市場性のある株式及び債券

市場性のある株式、債券の未実現評価損については、個別銘柄ごとの下落率、下落期間並びに直近の市場動向、債券の投資格付等を総合的に判断し、当社はこれらの投資を公正価値の回復を合理的に見込める期間にわたり継続的に保有する予定であることから、これらの投資について、一時的でない下落に基づく減損は認識しておりません。

市場性のある株式及び債券以外の投資

「その他の投資」は、市場性のない非関連会社、すなわち顧客、仕入先及び金融機関に対する投資からなり、優先株式を含んでおり、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の残高は、それぞれ361,383百万円及び371,749百万円です。また「その他の投資」には、差入保証金や長期の定期預金なども含んでおり、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末の残高はそれぞれ86,700百万円及び86,445百万円です。

市場性のない非関連会社に対する投資は公正価値を容易に入手することが困難なため、取得原価で計上しております（「原価法投資」）。しかし、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られた場合には、公正価値を測定し、当該公正価値と帳簿価額を比較して、その下落が一時的でないと判断されたときは、公正価値を入手すると共に、当該見積公正価値まで減損を行っております。減損の判定を実施しなかった原価法投資の残高は、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末で、それぞれ361,259百万円及び324,098百万円です。減損の判定を実施しなかったのは、公正価値に重要な影響を及ぼす事象の発生や状況の変化が見られなかったためです。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間に計上された原価法投資の減損額は、それぞれ1,516百万円及び652百万円です。

4. 担保差入資産

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における短期借入金、長期借入債務及び取引保証等に対する担保差入資産は以下のとおりです。

科目	当第1四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
受取手形、貸付金及び売掛金（短期及び長期）	25,048	29,243
投資有価証券（貸借対照表計上額）	121,281	131,564
有形固定資産（減価償却累計額控除後）	260,043	264,885
その他	52,851	52,373
合計	459,223	478,065

上記の担保差入資産を見合債務の種類別に分類すると以下のとおりです。

区分	当第1四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
短期借入金	18,591	19,396
長期借入債務	283,542	290,336
取引保証等	157,090	168,333
合計	459,223	478,065

連結会社は、輸入金融の方法として、通常は銀行にトラスト・レシート（輸入担保荷物保管証）を差し入れ、その銀行に対して輸入商品又はその売却代金に対する担保権を付与しております。輸入業務が量的に膨大であることから、手形を期日に決済するにあたり、個々に当該手形とその売却代金との関連付けは行っておりません。従って、これらトラスト・レシートの対象となっている資産総額を確定することは実務上困難です。

また貸付銀行の中には、当該注記に記載された担保差入資産の他に担保差入（あるいは追加担保差入）を設定する権利を要求するものがあります。

5. デリバティブ取引及びヘッジ活動

リスク管理全般

連結会社は、通常の営業活動において、金利変動、為替変動及び商品相場変動などの市場リスクに晒されており、これらのリスクを管理するため、連結会社は、原則として、リスクの純額を把握して、ナチュラルヘッジを有効に活用しております。更に、取引相手先に関するリスク管理方針に則って様々なデリバティブ取引を締結し、特定リスクの軽減を図っております。

連結会社の利用しているデリバティブ取引は、主に金利スワップ、為替予約、通貨スワップ、商品先物取引です。これらヘッジ手段の公正価値の変動は、その一部もしくは全部が、対応するヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動によって相殺されます。実務上可能な場合には常に、ヘッジ会計の適用要件を満たすべく特定リスクに対してヘッジ指定を行っております。こうした状況下、連結会社は、ヘッジの開始時及び継続期間中に亘って、ヘッジ手段のデリバティブ取引がヘッジ対象取引の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかに関する有効性評価を実施しております。デリバティブ取引に関してヘッジとしての有効性が認められないと判断した場合は、そのデリバティブに対するヘッジ会計の適用を中止しております。

連結会社は、信用リスクに関連した偶発条項を含む重要性のあるデリバティブ契約を締結しておりません。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるデリバティブ取引の想定元本金額は、以下のとおりです。

デリバティブ契約	想定元本（十億円）	
	当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
金利契約	2,934	3,003
外国為替契約	2,027	1,974
コモディティ契約	7,844	7,895
合計	12,805	12,872

金利変動リスクの管理

連結会社のファイナンス、投資活動、資金管理などの業務は、金利変動に伴う市場リスクに晒されております。これらのリスクを管理するために、連結会社は金利スワップ契約を締結しております。金利スワップは、多くの場合、固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換するために、また一部の変動金利付資産・負債を固定金利付資産・負債に変換するために利用しております。固定金利付及び変動金利付の資産・負債の割合を維持することによって、資産負債に関するキャッシュ・フローの全体の価値を管理しております。

為替変動リスクの管理

連結会社は、グローバルに企業活動を行っており、各社が拠点とする現地通貨以外による売買取引、ファイナンス、投資に伴う為替変動リスクに晒されております。連結会社は、ナチュラルヘッジを有効に利用して資産や負債、未認識の確定契約に対する為替リスクを相殺すること、及び非機能通貨のキャッシュ・フローの経済価値を保全するべく為替予約などの契約を利用することにより、為替変動リスクを管理しております。これら外貨建契約がヘッジ手段として指定されていない場合であっても、連結会社は、これらの取引が為替変動による影響を有効に相殺していると判断しております。ヘッジ対象となる主な通貨は、米ドル、ユーロ、豪ドルです。

商品相場変動リスクの管理

連結会社は、売買取引及びその他の営業活動において、様々な商品の相場変動リスクに晒されております。連結会社は、リスク管理方針に基づき、商品相場のリスクをヘッジするべく商品先物、商品先渡、商品オプション、商品スワップを利用しております。これらの契約は、公正価値ヘッジ及びキャッシュ・フローヘッジとしてヘッジ指定された一部の取引を除き、ヘッジ指定はしておりません。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定されるデリバティブは、主として固定金利付資産・負債を変動金利付資産・負債に変換する金利スワップです。

キャッシュ・フローヘッジ

キャッシュ・フローヘッジとして指定したデリバティブは、主として変動金利付負債を固定金利付負債に変換する金利スワップ、及び特定の債務に係る機能通貨ベースのキャッシュ・フローの変動を減殺する通貨スワップです。また、商品スワップ及び先物契約も利用しており、キャッシュ・フローヘッジとして指定しております。現在の未決済となっている契約は、平成32年までの予定取引をヘッジしております。

在外事業体に対する純投資のヘッジ

当社は、在外事業体に対する純投資の為替変動リスクを回避するために、為替予約及び外貨建借入債務などのデリバティブ取引以外の金融商品を活用しております。当第1四半期連結会計期間末において、為替換算調整勘定に含まれているヘッジ手段であるデリバティブの純損益の金額は、29,794百万円の利益となっております。

ヘッジ活動以外に用いられるデリバティブ取引

当社及び一部の子会社は、トレーディング活動の一環として金融デリバティブ契約を締結しております。連結会社は、トレーディングを目的とするデリバティブ取引とリスク管理目的で利用するデリバティブ取引とを明確に区分しております。また、連結会社は、内部統制上の方針として、デリバティブ取引に伴う潜在的な損失を最小化するため厳格なポジションの限度枠を設定し、その準拠状況をみるために定期的にポジションを監視しております。

連結貸借対照表におけるデリバティブの影響

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、ヘッジ指定されているデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）、及びヘッジが指定されていないデリバティブ契約の公正価値（相殺処理前）は以下のとおりです。

（当第1四半期連結会計期間末）

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 (資産)	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表科目 (負債)	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	130	その他の流動負債	106
	その他の資産	68,682	その他の固定負債	2,944
外国為替契約	その他の流動資産	15,800	その他の流動負債	10,567
	その他の資産	7,151	その他の固定負債	987
コモディティ契約	その他の流動資産	2,776	その他の流動負債	1,329
	その他の資産	1,579	その他の固定負債	62
	小計	96,118	小計	15,995
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	1,902	その他の流動負債	3,588
	その他の資産	13,623	その他の固定負債	17,460
外国為替契約	その他の流動資産	31,012	その他の流動負債	22,994
	その他の資産	38,580	その他の固定負債	8,431
コモディティ契約	その他の流動資産	311,094	その他の流動負債	294,326
	その他の資産	49,887	その他の固定負債	49,907
	小計	446,098	小計	396,706
	合計（総額）	542,216	合計（総額）	412,701
	資産・負債相殺額	△338,904	資産・負債相殺額	△336,123
	その他の流動資産 計上額	81,983	その他の流動負債 計上額	52,760
	その他の資産 計上額	121,329	その他の固定負債 計上額	23,818
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	203,312	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	76,578

(注) 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
当第1四半期連結会計期間末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ40,043百万円、42,824百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ11,593百万円、35,086百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 (百万円)
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	4,247
	長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)	44,594
	合計	48,841

(前連結会計年度末)

デリバティブ契約	連結貸借対照表科目 (資産)	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表科目 (負債)	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されているデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	364	その他の流動負債	109
	その他の資産	52,854	その他の固定負債	3,442
外国為替契約	その他の流動資産	23,945	その他の流動負債	3,850
	その他の資産	6,741	その他の固定負債	1,254
コモディティ契約	その他の流動資産	6,507	その他の流動負債	8,025
	その他の資産	9,622	その他の固定負債	99
	小計	100,033	小計	16,779
ヘッジ指定されていないデリバティブ				
金利契約	その他の流動資産	2,448	その他の流動負債	3,985
	その他の資産	14,698	その他の固定負債	17,935
外国為替契約	その他の流動資産	35,187	その他の流動負債	14,834
	その他の資産	26,664	その他の固定負債	6,391
コモディティ契約	その他の流動資産	349,732	その他の流動負債	363,087
	その他の資産	59,974	その他の固定負債	58,422
	小計	488,703	小計	464,654
	合計(総額)	588,736	合計(総額)	481,433
	資産・負債相殺額	△410,185	資産・負債相殺額	△411,384
	その他の流動資産 計上額	84,323	その他の流動負債 計上額	43,357
	その他の資産 計上額	94,228	その他の固定負債 計上額	26,692
	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ資産)	178,551	合計 (連結貸借対照表上の デリバティブ負債)	70,049

(注) 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットリング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。前連結会計年度末において、相殺した差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ49,394百万円、48,195百万円です。また、相殺されなかった差入現金担保、預り現金担保は、それぞれ8,819百万円、32,904百万円です。

ヘッジ手段	連結貸借対照表科目	帳簿価額 (百万円)
ヘッジ手段に指定されているデリバティブ取引以外の金融商品		
外貨建借入債務	一年以内に期限の到来する 長期借入債務	4,466
	長期借入債務 (一年以内の期限到来分を除く)	49,125
	合計	53,591

連結損益計算書及びその他の包括損益におけるデリバティブ及びヘッジの影響

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間におけるデリバティブ取引の損益は以下のとおりです。

(前第1四半期連結累計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及びヘッジ対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益	△1,740	1,736
外国為替契約	その他の損益	△454	311

- (注) 1. 前第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第1四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額の計上科目	累積その他の包括損益から連結損益計算書に振替えられた金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	1,047	支払利息 持分法による投資損益	△120 △231
外国為替契約	30,010	その他の損益	△15,371
コモディティ契約	2,583	収益及び収益に係る原価 持分法による投資損益	△797 1,685

- (注) 1. 前第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第1四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実現しないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、平成21年3月31日における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	△12,176

- (注) 1. 前第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 前第1四半期連結累計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替えられた金額はありません。

(当第1四半期連結累計期間)

公正価値ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益及びヘッジ対象の計上科目	デリバティブ金額 (百万円)	ヘッジ対象金額 (百万円)
金利契約	その他の損益	16,257	△16,276
外国為替契約	その他の損益	2,858	△2,679
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	6,720	△6,720

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第1四半期連結累計期間において、確定契約に対する公正価値ヘッジのうち、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった結果、損益計上したものはありません。

キャッシュ・フローヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 (百万円)	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額の計上科目	累積その他の包括損益から 連結損益計算書に振替えられ た金額 - 有効部分(百万円)
金利契約	△901	支払利息	△94
外国為替契約	△15,746	その他の損益	8,780
コモディティ契約	△11,532	収益及び収益に係る原価	△778

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 「累積その他の包括損益」に計上されたデリバティブ関連の損益は、対応するヘッジ対象取引が連結損益計算書で認識された時点で損益に振替えております。当第1四半期連結会計期間末において、「累積その他の包括損益」に含まれているデリバティブの純利益のうち約7,000百万円(税効果後)の損失は、平成23年6月末までに損益に振替えられる見込です。
3. 当第1四半期連結累計期間において、予定取引が当初予定していた時期までに実行されないためにキャッシュ・フローヘッジを中止した結果、前連結会計年度末における「累積その他の包括損益」から損益計上したものはありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ

デリバティブ契約	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外国為替契約	△2,372

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第1四半期連結累計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替えられた金額はありません。

純投資ヘッジとして指定されたデリバティブ取引以外の金融商品

ヘッジ手段	その他の包括損益計上額 - 有効部分 (百万円)
外貨建借入債務	△190

- (注) 1. 当第1四半期連結会計期間末において、ヘッジの非有効部分及びヘッジの有効性テストから除外された金額に重要性はありません。
2. 当第1四半期連結累計期間に「累積その他の包括損益」から連結損益計算書に振替えられた金額はありません。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブ契約	デリバティブ損益の計上科目	連結損益計算書計上額 (百万円)
金利契約	支払利息	700
	その他の損益	△277
外国為替契約	支払利息	△390
	その他の損益	△2,645
コモディティ契約	収益及び収益に係る原価	△1,670

6. 公正価値測定

継続的に公正価値で測定される資産・負債

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における継続的に公正価値で評価される資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	—	38,397	—		38,397
投資					
売買目的有価証券	—	11	13,761		13,772
売却可能有価証券					
株式	923,322	355	—		923,677
債券	7,773	109,933	—		117,706
投資計	931,095	110,299	13,761		1,055,155
デリバティブ					
金利契約	294	84,043	—		
外国為替契約	155	92,388	—		
コモディティ契約	29,851	332,498	2,987		
デリバティブ計	30,300	508,929	2,987	△338,904	203,312
資産合計	961,395	657,625	16,748	△338,904	1,296,864
負債					
デリバティブ					
金利契約	543	23,555	—		
外国為替契約	98	42,881	—		
コモディティ契約	22,380	320,277	2,967		
デリバティブ計	23,021	386,713	2,967	△336,123	76,578
負債合計	23,021	386,713	2,967	△336,123	76,578

(前連結会計年度末)

区分	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	資産・負債 相殺額 (百万円)	合計 (百万円)
資産					
現金同等物	—	120,581	—		120,581
投資					
売買目的有価証券	—	12	14,438		14,450
売却可能有価証券					
株式	1,082,708	437	—		1,083,145
債券	8,224	122,194	—		130,418
投資計	1,090,932	122,643	14,438		1,228,013
デリバティブ					
金利契約	317	70,047	—		
外国為替契約	124	92,413	—		
コモディティ契約	24,296	399,654	1,885		
デリバティブ計	24,737	562,114	1,885	△410,185	178,551
資産合計	1,115,669	805,338	16,323	△410,185	1,527,145
負債					
デリバティブ					
金利契約	364	25,107	—		
外国為替契約	162	26,167	—		
コモディティ契約	25,128	402,644	1,861		
デリバティブ計	25,654	453,918	1,861	△411,384	70,049
負債合計	25,654	453,918	1,861	△411,384	70,049

- (注) 1. 連結会社は、取引相手先との間に法的拘束力のあるマスターネットティング契約が存在する場合、デリバティブ資産・負債とデリバティブ契約締結先に対する差入現金担保・預り現金担保を相殺しています。
2. レベル1、レベル2への(からの)重要な振替はありません。

レベル1の投資は、主に売却可能有価証券に分類される株式及び債券であり、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル2の債券及び現金同等物は、活発ではない市場における同一の資産の市場価格により評価しております。この区分には、主に社債やコマーシャル・ペーパーが含まれています。レベル3の投資は、主に売買目的有価証券に分類されるヘッジファンド宛の投資（以下、「オルタナティブ投資」）であり、投資先の一株当たり純資産価値により評価しております。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末のオルタナティブ投資の評価額はそれぞれ13,761百万円及び14,438百万円です。投資先の投資戦略は、主に債券アービトラージ、クレジットアービトラージ、マルチ・ストラテジーなどです。投資の償還の頻度は月次から四半期毎で、主に30日～90日までの通知で償還されます。これらの投資については一部解約手続き中ですが、償還を受けるまでの期間は不明です。

保有するデリバティブは、金利契約、外国為替契約、コモディティ契約のデリバティブです。レベル1のデリバティブは、主にコモディティ契約のデリバティブであり、取引市場価格により評価しております。レベル2のデリバティブは、主に相対取引のコモディティ契約のデリバティブであり、金利、外国為替レートや商品相場価格などの観察可能なインプットを使用し、評価モデルにより評価しております。レベル3のデリバティブは、コモディティ関連の複合デリバティブであり、連結会社の独自の前提を反映した観察不能なインプットを使用して評価しております。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における重要な観察不能なインプット（レベル3）を使用して公正価値を測定した資産・負債の調整表は以下のとおりです。

(前第1四半期連結累計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	レベル3 からの振替 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資	26,946	27	491	△6,720	－	20,744	3,105
デリバティブ (相殺後)	77	555	－	△581	△1	50	57
合計	27,023	582	491	△7,301	△1	20,794	3,162

(当第1四半期連結累計期間)

区分	期首残高 (百万円)	損益 (百万円)	その他の 包括損益 (百万円)	購入、売却 及び償還 (百万円)	期末残高 (百万円)	期末で保有す る資産に関連 する未実現の 損益 (百万円)
投資						
売買目的有価証券	14,438	95	77	△849	13,761	△61
デリバティブ (相殺後)						
コモディティ契約	24	532	－	△536	20	20
合計	14,462	627	77	△1,385	13,781	△41

- (注) 1. レベル3のデリバティブについては、開示上の目的から相殺して表示しております。
2. レベル3からの振替については、期中会計期間の期首時点で認識しております。

投資についての損益は、連結損益計算書の「有価証券損益」に含まれています。また、デリバティブについての損益は、連結損益計算書の「収益」及び「収益に係る原価」に含まれています。

非継続的に公正価値で測定される資産・負債

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における非継続的に公正価値で評価された資産・負債の内訳は、以下のとおりです。

(当第1四半期連結会計期間末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	3,484	3,360	－	124	△2,981

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額3,360百万円及び原価法投資に対する評価額124百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損2,323百万円及び原価法投資に対する減損652百万円が含まれています。

(前連結会計年度末)

区分	公正価値 評価額 (百万円)	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	損益 (百万円)
投資	57,022	6,509	－	50,513	△61,990
固定資産	14,134	－	－	14,134	△18,595

(注) 「投資」の公正価値評価額には、関連会社に対する投資の評価額7,709百万円及び原価法投資に対する評価額48,607百万円が含まれています。「投資」の損益には、関連会社に対する投資の減損6,810百万円及び原価法投資に対する減損54,867百万円が含まれています。

投資及び固定資産については、一時的でない価値の下落により非継続的に公正価値で測定しております。レベル1の投資は、活発な市場における市場価格で評価しております。レベル3の投資は、主に投資先の純資産価値や見積キャッシュ・フローなどの観察不能なインプットを使用した割引将来キャッシュ・フロー法により評価しております。レベル3の固定資産は、主に第三者による鑑定評価または割引将来キャッシュ・フロー法などにより評価しております。

7. 金融商品の公正価値

連結会社は、通常業務として様々な金融商品を取り扱っております。通常の営業活動において世界各地で様々な業界に属する多数の顧客と取引を行っており、これら取引に伴う債権や保証の種類も多岐に亘っております。そのため、特定の地域や取引先に対して重要な信用リスクの集中は生じないと経営者は判断しております。また、連結会社は、金融商品の信用リスクを信用リスク管理方針に則り、与信限度の承認、設定及び定期的な信用調査を通じて管理しており、必要に応じて取引先に対し担保等の提供を要求しております。

連結会社は、注記6に基づき公正価値を算定しております。具体的に、個々の金融商品の公正価値の算定にあたり使用した算定方法及び前提条件は以下のとおりです。

短期運用資産以外の短期金融資産及び負債

現金及び現金同等物に含まれている取得日から3ヶ月以内に満期が到来する定期預金・コマーシャルペーパー・譲渡性預金、定期預金、営業債権債務及び短期借入金は、比較的短期間で満期が到来するため、これらの公正価値は帳簿価額とほぼ同額です。現金及び現金同等物に含まれている取得日からの償還期日が3ヶ月以内の売却可能有価証券－債券の公正価値の算定方法は、注記6をご参照下さい。

短期運用資産及びその他の投資

「短期運用資産」及び「その他の投資」に含まれる市場性のある投資の公正価値は、注記6に記載の方法に基づき算定しております。市場性の無い投資は、容易に価値を算定できない多数に及ぶ非関連会社に対する投資であるため、その公正価値を見積もることは実務上困難です。ただし、市場性のない投資のうち、公正価値が下落したと評価され、その下落が一時的ではないと判断された場合は、注記6に記載の方法に基づき公正価値を算定しております。

長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権

これらの金融商品の公正価値は、内包するリスクに見合う利率を適用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

長期債務

長期債務の公正価値は、連結会社が新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用して、将来の見積キャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

デリバティブ

デリバティブの公正価値は、注記6に記載の方法に基づき算定しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。なお、デリバティブの公正価値は、注記5に記載しておりますので、下記の表上には含めておりません。

当第1四半期連結会計期間末	帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 （貸倒引当金控除後）	4,042,240	4,042,240
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,055,444	1,055,444
公正価値の見積が実務上困難なもの	447,794	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権（貸倒引当金控除後）	436,911	431,825
金融負債		
短期金融負債	2,813,083	2,813,083
長期債務 （1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」に含まれる長期営業債務を含む）	3,811,093	3,828,912

前連結会計年度末	帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
金融資産		
短期運用資産以外の短期金融資産 （貸倒引当金控除後）	4,128,825	4,128,825
短期運用資産及びその他の投資		
公正価値の見積が可能なもの	1,275,979	1,275,979
公正価値の見積が実務上困難なもの	410,228	
長期貸付金及び長期営業債権並びに関連会社に対する債権（貸倒引当金控除後）	436,805	443,628
金融負債		
短期金融負債	2,834,247	2,834,247
長期債務 （1年内の期限到来分及び「その他の固定負債」に含まれる長期営業債務を含む）	3,870,467	3,872,581

8. 年金及び退職給付債務

連結会社の年金制度及び退職一時金制度に係る期間純年金費用は以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
勤務費用	2,495	2,893
利息費用	2,751	2,717
年金資産の期待運用収益	△1,077	△1,751
数理計算上の差異の償却費用	2,594	1,844
過去勤務債務の償却費用	125	105
清算損失	495	252
期間純年金費用	7,383	6,060

9. 株主資本及び非支配持分

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における、連結貸借対照表の株主資本、非支配持分及び資本の部合計の帳簿価額の推移は以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間

	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本の部合計 (百万円)
期首残高	2,383,387	305,157	2,688,544
当社株主への配当	△26,290	—	△26,290
非支配持分への配当	—	△8,294	△8,294
ストックオプション行使に伴う新株発行	74	—	74
ストックオプション発行に伴う報酬費用	343	—	343
非支配持分との資本取引およびその他	△2	△7,137	△7,139
包括損益			
四半期純利益	67,810	△309	67,501
その他の包括損益—税効果後			
未実現有価証券評価益期中変動額	135,085	5,232	140,317
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	32,835	39	32,874
確定給付年金調整額期中変動額	402	32	434
為替換算調整勘定期中変動額	114,447	5,051	119,498
四半期包括損益	350,579	10,045	360,624
自己株式—取得（純額）	△4	—	△4
期末残高	2,708,087	299,771	3,007,858

当第1四半期連結累計期間

	株主資本 (百万円)	非支配持分 (百万円)	資本の部合計 (百万円)
期首残高	2,961,376	305,398	3,266,774
当社株主への配当	△34,519	—	△34,519
非支配持分への配当	—	△7,818	△7,818
ストックオプション行使に伴う新株発行	54	—	54
ストックオプション発行に伴う報酬費用	516	—	516
非支配持分との資本取引およびその他	△5	403	398
包括損益			
四半期純利益	140,434	8,883	149,317
その他の包括損益－税効果後			
未実現有価証券評価益期中変動額	△79,545	△2,853	△82,398
未実現デリバティブ評価損益期中変動額	△23,790	16	△23,774
確定給付年金調整額期中変動額	1,590	37	1,627
為替換算調整勘定期中変動額	△98,185	△1,537	△99,722
四半期包括損益	△59,496	4,546	△54,950
自己株式－取得（純額）	△2	—	△2
期末残高	2,867,924	302,529	3,170,453

当社株主に帰属する四半期純利益及び非支配持分との資本取引による変動額は以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
当社株主に帰属する四半期純利益	67,810	140,434
子会社持分の追加取得による資本剰余金の減少	△2	△5
当社株主に帰属する四半期純利益 及び非支配持分との資本取引による変動額	67,808	140,429

10. 1株当たり利益

1株当たり当社株主に帰属する利益及び潜在株式調整後1株当たり当社株主に帰属する利益の調整計算は以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
分子 (百万円)		
当社株主に帰属する四半期純利益	67,810	140,434
分母 (千株)		
加重平均普通株式数	1,642,921	1,643,573
希薄化効果のある証券の影響		
ストックオプション	2,033	3,291
円建新株予約権付社債	804	762
希薄化効果のある証券の影響考慮後の 加重平均株式数	1,645,758	1,647,626
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益 (円)		
基本的	41.27	85.44
潜在株式調整後	41.20	85.23

11. セグメント情報

【オペレーティング・セグメント情報】

オペレーティング・セグメントは、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分や業績評価を行うにあたり通常使用しており、財務情報が入手可能な企業の構成単位、として定義されております。

オペレーティング・セグメントは商品及び提供するサービスの性質に基づき決定されております。連結会社の報告セグメントは以下の6グループにより構成されております。

- 新産業金融事業： アセットマネジメント、バイアウト、リース、REIT、不動産投資、建設・不動産開発や物流、保険などの各種事業分野で、商社型産業金融ビジネスを展開しております。
- エネルギー事業： 石油・ガスのプロジェクト開発及び投資を担う他、原油、石油製品、LPG、LNG、炭素製品等の取引業務に携わっております。
- 金属： 主に鉄鋼、アルミ、銅といった金属及び非鉄金属等の資源開発、製造、マーケティング、取引業務に携わっております。
- 機械： 電力、船舶、自動車、プラント、量販機械、輸送機械等の多岐に亘る事業分野において、プロジェクトへの投資・参画及び取引業務に携わっております。
- 化学品： 化学品関連プロジェクトの発掘や投資を担う他、化学合成繊維の原料となる基礎化学製品や、石油化学製品、無機化学品、化学肥料、スペシャリティケミカルなどの取引業務に携わっております。
- 生活産業： 食料、繊維、木材及び資材に関わる事業分野において、投資及び取引業務に携わっており、また医療周辺分野やメディアを通じた各種サービスを提供しています。

各オペレーティング・セグメントにおける会計方針は、注記2「重要な会計方針の要約」に記載のとおりです。なお、一部項目については、マネージメントアプローチに従い、経営者による内部での意思決定のために調整しております。

経営者は管理上、米国会計基準に基づく当社株主に帰属する当期純利益を主要な指標として、いくつかの要素に基づき各セグメントの業績評価を行っております。また、内部での経営意思決定を目的として、当社独自の経営管理手法を取入れております。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額に準じております。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、連結会社又はいずれのセグメントにおいても、連結会社の収益の10%を超過する単一の顧客、顧客グループ又は政府機関はありません。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における連結会社のオペレーティング・セグメント情報は以下のとおりです。

前第1四半期連結累計期間 (百万円)	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	21,792	231,369	177,199	122,854	160,784	359,539	1,073,537	6,143	△100	1,079,580
売上総利益	11,439	8,289	70,678	37,380	20,633	105,973	254,392	2,604	△100	256,896
持分法による投資損益	△974	12,913	△163	3,199	10,348	2,786	28,109	2,610	6	30,725
当社株主に帰属する四半期純利益	△3,386	20,477	27,754	8,424	14,932	3,091	71,292	△4,936	1,454	67,810
総資産	850,871	1,392,518	2,766,675	1,906,243	648,456	2,170,246	9,735,009	1,982,834	△1,036,332	10,681,511
関連会社に対する投資	99,667	221,758	135,404	136,817	109,475	321,070	1,024,191	83,140	470	1,107,801

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	42,472	734,849	809,677	708,187	398,774	1,260,043	3,954,002	16,907	△294	3,970,615
(2)セグメント間の内部売上高	3,426	2,803	747	351	1,755	2,145	11,227	7,704	△18,931	-
合計	45,898	737,652	810,424	708,538	400,529	1,262,188	3,965,229	24,611	△19,225	3,970,615

当第1四半期連結累計期間 (百万円)	新産業金融 事業	エネルギー 事業	金属	機械	化学品	生活産業	合計	その他	調整・消去	連結金額
収益	22,505	299,610	245,164	165,388	194,283	357,930	1,284,880	6,792	△433	1,291,239
売上総利益	11,208	14,250	107,091	43,608	21,576	104,627	302,360	3,995	△433	305,922
持分法による投資損益	1,086	13,502	1,801	5,261	3,175	4,914	29,739	1,681	△298	31,122
当社株主に帰属する四半期純利益	990	26,277	82,093	16,380	7,655	8,843	142,238	△1,983	179	140,434
総資産	793,782	1,279,698	2,847,288	1,803,180	678,096	2,119,601	9,521,645	1,992,604	△841,993	10,672,256
関連会社に対する投資	129,033	230,273	230,058	154,395	112,191	330,427	1,186,377	99,118	2,419	1,287,914

売上高										
(1)外部顧客に対する売上高	36,297	960,076	1,110,833	850,044	507,301	1,252,468	4,717,019	18,082	△376	4,734,725
(2)セグメント間の内部売上高	5,247	4,912	2,790	486	1,918	1,622	16,975	6,552	△23,527	-
合計	41,544	964,988	1,113,623	850,530	509,219	1,254,090	4,733,994	24,634	△23,903	4,734,725

- (注) 1. 「その他」は、主に当社及び関係会社に対するサービス及び業務支援を行うコーポレートスタッフ部門などを表しております。また当欄には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない、財務・人事関連の営業活動による収益及び費用も含まれております。総資産のうち「その他」に含めた全社資産は、主に財務・投資活動に係る現金・預金及び有価証券により構成されております。
2. 「調整・消去」には、各オペレーティング・セグメントに配賦できない収益及び費用やセグメント間の内部取引消去が含まれております。
3. 当社は、平成22年4月1日付で、「新産業金融事業」及び「機械」の一部事業を、「その他」へ移管した為、関連する各々のセグメントの前第1四半期連結累計期間について組替再表示を行っております。

12. 変動持分事業体の連結

連結会社は、変動持分事業体に対する関与を検討し、連結会社が変動持分事業体の経済実績に最も重要な影響を与える活動に対して指示する権限を有し、かつ、変動持分事業体にとって潜在的に重要となる可能性のある変動持分事業体の損失を負担する義務又は利益を享受する権利を有している場合、連結会社は当該変動持分事業体からの主たる受益者に該当するものと判定しております。

なお、会計基準に定められている要件を満たす一部の変動持分事業体については、連結会社が当該変動持分事業体から生じる期待損失の過半を負担する場合、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者に該当するものと判定しております。また、期待損失の過半を負担する当事者がいない場合でも、連結会社が期待残余利益の過半を享受するときには、連結会社は当該変動持分事業体の主たる受益者であると判定しております。

連結会社が主たる受益者であることから連結した変動持分事業体に関する情報、及び連結会社が主たる受益者ではないことから連結を行わなかったものの、変動持分を有している事業体に関する内容は以下のとおりです。

連結した変動持分事業体

連結会社は、変動持分事業体を通じて、主として不動産開発事業に従事しております。不動産開発により付加価値をつけた上で将来的に不動産売却することを目的として、変動持分事業体経由で不動産あるいは不動産に係る信託受益権を取得しております。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。

これらの不動産関連取引において変動持分事業体を使用することにより、第三者によるノン・リコースローンを組成し、当該不動産取引にかかる連結会社のリスクを限定しております。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における資産合計及び負債合計は以下のとおりです。

	当第1四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	178,206	170,965
連結貸借対照表における資産合計	172,523	165,796
連結貸借対照表における負債合計	83,675	83,445

連結貸借対照表における資産のうち、主なものは有形固定資産であり、負債のうち、主なものは長期借入金です。

また、これらの変動持分事業体の資産の一部は、当該変動持分事業体の長期借入金の担保として差入れており、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該資産はそれぞれ104,603百万円及び104,634百万円であり、連結貸借対照表上、大部分は有形固定資産に計上しております。

なお、連結会社が前事業年度において連結していた変動持分事業体の幾つかは、当該変動持分事業体の連結会社持分解約又は清算により連結対象外となりました。当連結会計年度における連結財務諸表に対する重要な影響はありません。

連結されなかった変動持分事業体

連結会社が主たる受益者ではなく、連結をしていない変動持分事業体についても、投資、保証、又は貸付という形態により変動持分を保有しているものがあります。これらの変動持分事業体は、主として借入により資金調達を行っております。また、これらの変動持分事業体は様々な活動を行っており、代表的なものとして、インフラ事業におけるプロジェクト・ファイナンスを遂行するための事業体があります。

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末におけるこれらの変動持分事業体の資産合計、連結貸借対照表における変動持分に係る資産及び負債、並びに連結会社がこれらの変動持分事業体への関与から被る可能性のある想定最大損失額は以下のとおりです。なお、これらの情報については、入手しうる直近の財務情報を用いております。

	当第1四半期連結会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
変動持分事業体の資産合計	545,897	484,358
連結貸借対照表における変動持分に係る資産合計	76,978	76,830
連結貸借対照表における変動持分に係る負債合計	7,573	7,285
想定最大損失額	96,072	95,850

連結貸借対照表における変動持分に係る資産のうち、主なものは長期貸付金であり、負債のうち、主なものは取引前受金です。なお、想定最大損失額には、主として保証、貸付等が含まれておりますが、その金額は変動持分事業体への関与から見込まれる損失見込額とは関係なく、通常、将来見込まれる損失額を大幅に上回るものです。

13. 偶発債務

保証

連結会社は、保証の提供によって、債務を引き受けることとなる様々な契約の当事者となっております。そうした保証は関連会社や顧客や取引先に対して提供するものです。

信用保証

連結会社は、主に信用状 (Stand by letter of credit) や取引履行保証の形態により、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、顧客や取引先に対して、それぞれ285,620百万円及び316,524百万円、関連会社に対して、それぞれ76,243百万円及び46,745百万円の信用保証を行っております。これらの信用保証は、顧客や取引先、及び関連会社による第三者との取引又は第三者からの資金調達を可能にすることを目的としております。多くの保証契約は10年以内に満期を迎えるものであり、残りの信用保証も平成47年までに満期となります。仮に被保証者である顧客や取引先、又は関連会社が取引契約又は借入契約に基づく義務の履行を怠った場合には、連結会社が被保証者に代わって債務を履行する必要があります。連結会社では、保証先の財務諸表等の情報に基づき社内格付を設定し、その社内格付に基づき、保証先ごとの保証限度額の設定や必要な担保・保証などの取り付けを行うことにより信用保証リスクの管理を行っております。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における、第三者から取り付けた保証や担保資産などの求償可能額は、それぞれ11,430百万円及び37,522百万円です。また、当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における上記の信用保証に係る負債計上額は、それぞれ2,945百万円及び3,219百万円です。当第1四半期連結会計期間末において、保証実行により重大な損失が発生する可能性の高い信用保証はありません。

損失補償

連結会社は、事業売却や譲渡の過程において、環境や税務などに関する偶発損失を補償する契約を締結することがあります。補償の性質上、これらの契約に基づく連結会社の最大負担額を予想することはできません。これらの契約による連結会社の補償義務については、一部既に請求行為を受けているものを除いて、大方は発生可能性が低くかつ見積不能であるため、負債は計上しておりません。

製品保証引当金

一部の子会社は、製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、製品保証費用の見積もりに基づいて製品保証引当金を計上しております。

前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間における製品保証引当金の推移は次のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (百万円)	当第1四半期連結累計期間 (百万円)
期首残高	3,572	3,184
当期増加	283	246
当期使用	△362	△183
その他(注)	△7	△225
期末残高	3,486	3,022

(注) その他には、主に連結除外及び為替変動の影響が含まれております。

訴訟

連結会社にはいくつかの係争中の事件がありますが、経営者は、これらの事件が最終的に解決され、仮に連結会社が債務を負うことになったとしても、連結会社の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすことはないと考えております。

14. 後発事象

連結会社は、後発事象を平成22年8月16日まで評価しております。

ストックオプション

平成22年7月16日開催の取締役会において、普通株式605,100株を上限として平成22年8月3日から平成22年8月2日を権利行使期間、行使価格を1円とした株式報酬型ストックオプションを、当社取締役、執行役員及び理事に対して割当てることにつき、決議いたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月14日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡辺 政宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	峯 敬	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表に対する注記事項2.(29)に記載のとおり、平成21年4月1日以後開始する四半期連結会計期間から米国財務会計基準審議会基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分-ARB第51号の改訂」が適用されているため、会社はこの会計基準により四半期連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月16日

三菱商事株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荻 茂生	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤井 美知雄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩下 稲子	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 政之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三菱商事株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「四半期連結財務諸表の作成方法等について」参照）に準拠して、三菱商事株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月16日
【会社名】	三菱商事株式会社
【英訳名】	Mitsubishi Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長 小林 健
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 上田 良一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	中部支社 (名古屋市中村区名駅一丁目1番4号) 関西支社 (大阪市北区梅田二丁目2番22号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 小林健及び最高財務責任者 上田良一は、当社の平成22年度第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。